

平成24年度 教育委員会 第24回定例会 議案

1 日 時 平成25年3月15日（金） 午前9時30分

2 場 所 西館7階教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第54号議案 平成25年度再任用教職員の決定 … 1

第55号議案 静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則… 3

第56号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正 … 9

第57号議案 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則
…13

<非>第58号議案 平成24年度末教職員人事異動 … 非

<非>第59号議案 平成25年度新規採用教職員の決定 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 54 号議案

平成 25 年度再任用教職員の決定

平成 25 年度再任用教職員について、別紙（別冊）のとおり決定する。

平成 25 年 3 月 15 日提出

静岡県教育委員会教育長

第 55 号議案

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 3 月 15 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月 日

静岡県教育委員会委員長 高橋 尚子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則（平成12年静岡県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表1 (略)		別表1 (略)	
本発掘調査を行う判断基準	補足事項	本発掘調査を行う判断基準	補足事項
(略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)		4 (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
ア (略)	(略)	ア (略)	(略)
イ (略)		イ (略)	
ウ (略)		ウ (略)	
エ (略)	(略)	エ (略)	(略)
オ <u>私道</u> (道路の植樹帯及び歩道部は除く。)の新設	道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「 <u>政令</u> 」という。)で規定する <u>構造と同等の構造を有し、将来的に公道に移管することが明らかな場合</u>	オ <u>道路</u> (道路の植樹帯及び歩道部は除く。)の新設	道路構造令(昭和45年政令第320号)及び <u>県又は市町が定める条例(以下「<u>政令等</u>」という。)で規定する基準を満たす場合</u>
カ <u>農道</u> (道路の植樹帯及び歩道部は除く。)の新設	<u>政令で規定する構造と同等の構造を有する場合</u>		
キ <u>私道及び農道以外の道路</u> (道路の植樹帯及び歩道は除く。)の新設	<u>政令で規定する構造と同等の構造を有する場合</u>		
(2) (略)		(2) (略)	
ア (略)	(略)	ア (略)	(略)
イ ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域	上記1、2、3及び4(1)アからウの補足事項に	イ ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域	上記1、2、3及び4(1)アからウまでの補足事

	<u>準ずる。</u>
ウ (略)	(略)
エ 河川の高水域	上記1、2、3及び4(1)アからウの補足事項に <u>準ずる。</u>
(3) (略)	(略)
(4) 野球場、競技場、駐車場	上記1、2、3及び4(1)アからウの補足事項に <u>準ずる。</u>
(5) 建築物	上記1、2、3及び4(1)アからウの補足事項に <u>準ずる。</u>

別表2

(略)

工事立会いを行う判断基準	補足事項
(略)	
4 (略)	
(1) (略)	
ア (略)	(略)
イ (略)	
ウ (略)	
エ <u>私道</u> (道路の植樹帯及び歩道部は除く。)の新設	<u>政令で規定する構造を下まわり、将来的にも公道に移管しない場合</u>
オ <u>農道</u> (道路の植樹帯及び歩道部は除く。)の新設	<u>政令で規定する構造を下まわる場合</u>
カ <u>私道及び農道以外の道路</u> (道路の植樹帯及び歩道部は除く。)の新設	<u>政令で規定する構造を下まわる場合</u>
(2) (略)	

	項に <u>該当する場合</u>
ウ (略)	(略)
エ 河川の高水域	上記1、2、3及び4(1)アから <u>ウまでの補足事項に該当する場合</u>
(3) (略)	(略)
(4) 野球場、競技場、駐車場	上記1、2、3及び4(1)アから <u>ウまでの補足事項に該当する場合</u>
(5) 建築物	上記1、2、3及び4(1)アから <u>ウまでの補足事項に該当する場合</u>

別表2

(略)

工事立会いを行う判断基準	補足事項
(略)	
4 (略)	
(1) (略)	
ア (略)	(略)
イ (略)	
ウ (略)	
エ <u>道路</u> (道路の植樹帯及び歩道部は除く。)の新設	<u>政令等で規定する基準を満たさない場合</u>
(2) (略)	

ア ダム貯水池のうちの 常時満水位より高い区 域	別表1のうち、 1、2、3及び4 (1)アからウの補 足事項に該当し ない場合	ア ダム貯水池のうちの 常時満水位より高い区 域	別表1のうち、 1、2、3及び4 (1)アからウ <u>まで</u> の補足事項に該 当しない場合
イ 河川の高水域	別表1のうち、 1、2、3及び4 (1)アからウの補 足事項に該当し ない場合	イ 河川の高水域	別表1のうち、 1、2、3及び4 (1)アからウ <u>まで</u> の補足事項に該 当しない場合
(3) (略)	(略)	(3) (略)	(略)
(4) 野球場、競技場、駐車 場	別表1のうち、 1、2、3及び4 (1)アからウの補 足事項に該当し ない場合	(4) 野球場、競技場、駐車 場	別表1のうち、 1、2、3及び4 (1)アからウ <u>まで</u> の補足事項に該 当しない場合
(5) 建築物	別表1のうち、 1、2、3及び 4 (1)アからウの 補足事項に該当 しない場合	(5) 建築物	別表1のうち、 1、2、3及び4 (1)アからウ <u>まで</u> の補足事項に該 当しない場合
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<第 55 号議案 概要>

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

道路法の一部改正等に伴い、関係箇所の整備を図る。

2 改正の内容

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の改正により、県道及び市町道の構造の技術的基準はそれぞれの地方公共団体の条例で定めることとなったので、別表 1 及び 2 の関連する表記を改める。
- (2) その他必要な改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

「静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則」の改正内容

	改正概要	改正の理由	改正の内容	条文の改正箇所
(1)	道路関連法令の改正	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により道路法等の改正が行われたため。	新たに制定された県市町の道路関係条例を加える。	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1の補足事項4(1)オ ・別表2の補足事項4(1)エ
(2)	別表の内容を整理し、表記を統一	補足事項の表記が類似する項目を統合し、取扱いの均質化を図るため。	別表1の4(1)オ・カ・キ及び別表2の4(1)エ・オ・カをそれぞれ統合した上、補足事項の一部を改める。	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1の4(1)オ・カ・キ ・別表2の4(1)エ・オ・カ
		別表1・2の補足事項の表記統一のため。	別表の一部について加除修正を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1の4(2)イ補足事項 ・別表1の4(2)エ補足事項 ・別表1の4(4)補足事項 ・別表1の4(5)補足事項 ・別表2の4(2)ア補足事項 ・別表2の4(2)イ補足事項 ・別表2の4(4)補足事項 ・別表2の4(5)補足事項
(3)	その他必要な事項		附則を追加する。	

第 56 号議案

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

静岡県教育委員会文書管理規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 3 月 15 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会訓令甲第 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月 日

静岡県教育委員会委員長 高橋尚子

改正前				改正後			
別表第1（第11条関係）				別表第1（第11条関係）			
種別	番号	課名等	課名等の頭文字	種別	番号	課名等	課名等の頭文字
本庁	(略)			本庁	(略)		
教育事務所	(略)			教育事務所	(略)		
埋蔵文化財センター	(略)			埋蔵文化財センター	(略)		
教育機関 (県立学校を除く。)	(略)			教育機関 (県立学校を除く。)	(略)		
中学校	(略)			中学校	(略)		
高等学校	1～34	(略)		高等学校	1～34	(略)	
	35	<u>静岡県立庵原高等学校</u>	庵高		35		
	36～43	(略)			36～43	(略)	
	44	<u>静岡県立静岡南高等学校</u>	静岡南高		44		
	45～104	(略)			45～104	(略)	
					105	<u>静岡県立駿河総合高等学校</u>	駿総高
特別支援学校	(略)			特別支援学校	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号（第66条関係）（用紙 日本工業規格A4横型）

ファイル管理表

課（室）		班		担当				
課名	大分類	中分類	ファイル グループ名	年度	ファイル名	保存 期間	常用 ・引継	媒体

附 則

- 1 この訓令甲は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際、現に改正前の静岡県教育委員会文書管理規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

<第 56 号議案 概要>

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

1 改正の理由及び内容

静岡県立駿河総合高等学校の開校等に伴う所要の改正を行った。
文書管理データベースの改正に伴い、様式の改正を行った。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

第 57 号議案

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 3 月 15 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡州市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月 日

静岡県教育委員会委員長 高橋尚子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡州市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡州市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 職員退職手当条例附則第35項<u>ただし書及び第36項ただし書</u>に規定する県教育委員会で定める額は、第3条各号に規定する給料の月額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 職員退職手当条例附則第35項<u>ただし書</u>に規定する県教育委員会で定める額は、第3条各号に規定する給料の月額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記第3号様式中 「

加算割合 (b)

」 を 「

調整率 (b)

」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日の翌日から施行する。

<第 57 号議案 概要>

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

静岡県職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 条例附則第 36 項が削られたことに伴い、同項の引用を削る。(附則第 5 項関係)
- (2) 「加算割合」を「調整率」に改める。(別記第 3 号様式関係)

3 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

第24回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	駿河総合高等学校等施設の完成（H25.4月開校の3校）	1
2	学力検証委員会報告書	2
3	平成24年度 青少年教育施設指定管理者外部評価委員会の評価概要	6
	平成25年4月の主要行事予定	12